

議 事 録

会議の名称	令和6年度 第1回 茨木市人権尊重のまちづくり審議会
開催日時	令和6年8月28日(水) 午前10時00分～午前11時50分
開催場所	茨木市役所 南館8階 中会議室
会長	今西 幸蔵
出席者	今西 幸蔵 熊本 理抄 野崎 靖 川口 美智子 加古 望 尾山 洋恵 牟田 広彦 住友 靖夫 柴原 浩嗣 吉田 順子 田畑 敬 笹川 千昌 (12人)
欠席者	辻本 元衛 (1人)
事務局職員	福岡市長 中井市民文化部長 松山市民文化部次長兼人権・男女共生課長 平野人権・男女共生課参事兼啓発係長 源本人権・男女共生課課長代理兼男女共生係長 和田人権・男女共生課主幹兼豊川いのち・愛・ゆめセンター館長 雛迫人権・男女共生課主幹兼沢良宜いのち・愛・ゆめセンター館長 奥田人権・男女共生課主幹兼総持寺いのち・愛・ゆめセンター館長 松澤人権・男女共生課人権係長 飯酒盃人権・男女共生課人権係職員 (10人)
開催形態	公開 (傍聴人 0人)
議題(案件)	(1) 会長等の選出について (2) 審議会の公開について (3) 「第2次茨木市人権施策推進計画(改定版)」推進状況報告について (4) いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要について (5) 審議会の部会の設置について (6) その他
配布資料	(1) 「第2次茨木市人権施策推進計画(改定版)」推進状況報告書(案)(資料1) (2) 令和5年度豊川いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要(資料2-1) (3) 令和5年度沢良宜いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要(資料2-2) (4) 令和5年度総持寺いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要(資料2-3) (5) いじめ再調査部会の設置について(資料3-1) (6) 茨木市いじめ防止基本方針フローチャート(資料3-2) (7) 茨木市人権尊重のまちづくり条例(参考資料1) (8) 茨木市人権尊重のまちづくり審議会規則(参考資料2)

(順不同、敬称略)

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	1 出席者紹介
事務局	<p>開会に先立って、審議会の委員及び本市出席者を紹介する。</p> <p><委員・市出席者の紹介></p>
	2 開会
事務局	<p>ただ今から、「令和6年度第1回茨木市人権尊重のまちづくり審議会」を開会する。</p>
	3 市長あいさつ
事務局	<p>開会にあたり、福岡市長よりあいさつを申し上げる。</p>
福岡市長	<p><あいさつ></p>
事務局	<p>これより審議会に入る。人権尊重のまちづくり審議会規則第5条の規定によると、審議会は、会長のもとに開催され進行されることとなるが、本日は会長が決まるまで事務局が進行役を務めさせていただく。</p> <p><茨木市人権尊重のまちづくり条例及び茨木市人権尊重のまちづくり審議会規則により審議会についての説明></p> <p><出席状況と会議の成立について報告></p> <p>この後の議事進行については、会長に議長を務めていただく。</p>
	4 会長及び副会長の選出
事務局	<p>それでは、当審議会の会長と副会長の選出に移る。選出については、審議会規則第4条第1項により、委員の互選により、定めることとなっている。まず、会長の選出をお願いしたいが、いかが。</p>
A委員	<p>これから審議する案件のことを考えると、会長には学識経験者の方で、専門的な知識と経験を有していらっしゃる今西委員に、引き続きお願いしてはいかがか。</p> <p><異議なしの声></p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
事務局	「ご異議なし」とのことなので、審議会会長は今西委員にお願いする。 今西会長からごあいさついただきたい。
会長	<会長あいさつ>
事務局	これ以後、会議の進行については、会長にお願いする。
会長	続いて、副会長の選出についてはいかがか。
A委員	副会長は会長の補佐役なので、選出については会長に一任してはどうか。
会長	会長に一任するという意見に異議はないか。
	<異議なしの声>
会長	では、熊本委員に引き続き副会長をお願いする。 熊本副会長からごあいさついただきたい。
副会長	<副会長あいさつ>
会長	それでは、会議次第に沿って議事を進める。
	5 諮問書提出
会長	はじめに、福岡市長より、本会議の諮問を頂戴したい。
	<市長から会長へ諮問書を手交>
	<市長退席>
	<事務局より各委員に諮問書写しを配布>
会長	諮問書の内容について、事務局から説明願う。
事務局	諮問趣旨を説明申し上げる。

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	<諮問趣旨の説明>
会長	諮問のあった内容について、今後、当審議会において審議をしていく。
	6 審議会の公開について
会長	次に、本審議会の公開についてお諮りしたい。事務局から説明願う。
事務局	<p>本審議会是人権尊重のまちづくり条例第5条第3項で原則として公開することとなっているが、審議会規則第5条第5項により、皆さまの同意があれば非公開とすることができる。審議会が公開される場合は、会議録についても、市のホームページへの掲載等により公表したいと考えている。</p> <p>なお、会議録は要点筆記の形式で作成し、発言者の氏名表記は、自由な議論を行っていただくため省略とする。また、会議録は、事務局で作成した案を発言者に確認いただいたうえで公表する。審議会が公開されない場合は、会議録も公表しないものとする。</p> <p>説明は、以上である。</p>
会長	<p>ただ今、事務局から会議の公開についての説明があった。</p> <p>今後、特に非公開とすべき案件が発生した際には会議の非公開を決定することとして、それまでは原則に基づき会議を公開し、会議録については発言者の氏名は省略するという事で異議はないか。</p>
	<異議なし>
会長	<p>それでは、本審議会は公開することとする。</p> <p>会議の公開が決定したので、傍聴者がいたら入室していただく。</p>
事務局	本日、傍聴者はいらっしゃらない。
会長	では、議事に入る。
	7 「第2次茨木市人権施策推進計画（改定版）」推進状況報告について

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
会長	<p>それでは、「第2次茨木市人権施策推進計画（改定版）」推進状況について、事務局から説明願う。</p>
事務局	<p><「第2次茨木市人権施策推進計画（改定版）」推進状況について説明></p>
会長	<p>ただ今の事務局からの報告について、意見や提案はあるか。</p>
B委員	<p>何点か、資料を見ていて疑問に思った点がある。</p> <p>まず、6ページの18番のところだが、事業の課題として、「人権相談に来訪する相談者が少ないのも課題である。」という表記がある。相談が少ないのは、一見良いことのようにも伺えるが、これはどのように解釈をされているのか。この表記だけでは分かりづらかったので、教えていただきたい。</p> <p>また、36ページの149番の生活困窮者支援事業について、改善方法のところに、支援プラン作成件数を上げていくということが書かれているが、この課題については、職員数を増やさないと作成件数が上がらないものなのか、あるいは何か別の理由があったのかということについて、少し疑問があったので、その辺について説明いただきたい。</p>
会長	<p>ただいま、2点の質問があった。</p> <p>1点は6ページの18番について、相談者が少ないという課題のところだが、事務局の方から意見をいただきたい。</p>
事務局	<p>こちらの人権相談は、市の市民生活相談課で月2回実施している人権擁護委員による人権相談である。</p> <p>人権相談については、他にも人権センターでの電話と面接による平日の人権相談や、法務局の人権相談など、さまざまな窓口はある。</p> <p>人権擁護委員の相談については、実施日が月2回に限定されているというところもあるのと、相談者が実際に出向いて対面で相談するという形なので、コロナ以前もそうだったが、コロナ以降はより敷居が高くなっているのであろうと考えている。件数としては伸びていないという状況だが、やはり面接相談というのは、対面で実際にお話を伺って解決方法を考えていくというところで、大事な相談機能であると考えているので、市の人権擁護委員の相談については、今後も引き続き周知を図り、相談件数を増やしていきたい。</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
会長	今のB委員の意見を反映していただくということでよいか。
事務局	はい。
会長	B委員、今の件について何かあるか。
B委員	相談が少ないことイコール良いことなのだというふうに解釈しているわけではないということが分かれば結構である。
会長	それではもう1点、36ページの149番については、事務局いかがか。
事務局	<p>直接的なことに関しては、福祉総合相談課がメインになるので、あくまでもこれまでの傾向からの説明になるが、ここに書かれている、より複雑で複合化、多様化した課題への対応というところで、特にこのコロナ以降、件数が増えているということで、人力的なところが厳しくなっているのは確かだと思う。</p> <p>複雑な課題や中長期的な関わりが必要なケースに関しては、1機関のみでなかなか支え切れるものではなく、特に中長期になると新規の方も加えてどんどん増えてくる。そういった方々の困りごとに関して、本市でも重層的支援体制の整備事業が始まっており、より複雑化した案件や長期にかかるケースに関して、多機関でどのように関わっていくかというところを、重層的支援体制整備事業の検討チームでも検討している。本市では、地区保健福祉センターを中心として、そういった件に関しても、多機関の連携をどのようにしていくか等を考えていくというようなことを始めている。なかなか支援プランを十分に作る余裕がないというところではあるが、多機関協働であったり、地域参加であったりを考えていくのは、まさに取り組んでいるところである。</p>
会長	これからも積極的に課題に向かっていくという回答だが、B委員、いかがか。
B委員	とても大変な事業だと思うので、そういう意味では、人員がもし足りないのであれば、1人でも2人でも少し増やせるような施策があれば、もっと効果が上がっていくのではないかと期待をしたい。
会長	ほかに意見はあるか。
C委員	全庁あげて、様々な取組をしていただき本当に感謝する。

議 事 の 経 過

発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	<p>4点ほど、全体で考えたいところがある。</p> <p>一つは、研修や啓発の方法として、オンライン・eラーニングを使う場合と、集合型で実施する場合があるが、それぞれどのような効果があって、どのようなメリット、デメリットがあるのかということ整理しながら検討していく必要があるというのは、前回は考えたところである。コロナの状況が落ち着き、集合型の研修や集まりもできるようになってきたので、本来どのどのような研修や啓発のほうが効果があるのかということを検証する必要があると思う。</p> <p>8ページにある「人権を考える市民のつどい」では、集合された方が250人、オンラインが208人ということで、オンラインの方も非常に多くなっている。広く市民向けに、人権の課題について気づいていただくような取組には、オンラインは有効なのではないかと思う。その結果が、例えば感想のカードなどで分かるようであれば、また見ていきたい。</p> <p>22ページの職員の研修についてはeラーニングでされているということだが、さまざまな課題を選んで学べるというところは非常に良いと思うが、職員のeラーニングの効果がどうなのかというところは、また検証していきたいと思う。</p> <p>新聞でも少し出たが、大阪市の職員が、部落差別やLGBTQに関わって、日常業務の中で差別発言をしていたということが問題になった。大阪市は大きな行政機関であるし、この間、eラーニングで全職員の研修を行っており、発言した人もこれまでeラーニングの学習は受けているということだが、やはり日常の自分たちの人権意識とか、あるいは市の職員としての役割や立場というところには通じていなかったというようなところがある。</p> <p>そういう意味では、このeラーニングで学習する、研修するというだけでなく、姿勢とかそんなことを作っていけるのかというのは非常に課題があると思う。</p> <p>また、全体だけではなくて職場内の研修などもされていると思うので、オンラインと集合型での研修・啓発の効果を、きっちりとこの事業の検証から図っていきながら、方向を決めて考えていくということが、私たちに求められるのではないかな。</p> <p>2点目は、24ページにある、ファシリテーターの養成と人権啓発リーダーの養成講座である。コロナの状況があって、対面型で色々なワークショップをしながら進めるというようなことができず、一旦止まっているという状況だと思う。参加者も減少しているというような状況があって、今後人材養成をどうしていくかということが課題になるということだったと思う。</p> <p>今年度どのように取り組んでいくかということに関わるが、前回は提案という形で申し上げたのは、このような啓発を進めるリーダーを養成するというのは非常に大切なところだが、その方々にどこでどのように活躍していただけるかという、その場と結びつけることが大切だということである。例えばここで学んだ人がそれぞれの活動団体とか研修の場で研修を進めるとか、あるいはここで学んだ職員の方が</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	<p>職場内の研修を進めるとか、そのような活躍の場に繋げるような計画を作って、このファシリテーターや人権リーダーの養成と結び付けていくような、そういう検討はできないだろうか。</p> <p>3点目は、相談支援に関わった内容である。</p> <p>例えば42ページの173番の総合生活相談で、いのち・愛・ゆめセンターでたくさんの方の相談を受けて対応されているが、その課題と改善方法のところに、交流の場を作ったり、イベントや活動の中で積極的に相談業務を周知していくということが書かれている。やはり人権課題の普及とか、何か困ったときには相談の窓口があるということ、交流事業の中であわせて周知していくということが相談に繋がるのではないかと思う。</p> <p>また、障害者差別に関わって、47ページに障害者差別についての取組があるが、茨木市は条例も定められて、障害者差別に対する対応が進められていると思う。</p> <p>この4月から障害者差別解消法が改正されて、事業者の合理的配慮も義務化された。そのような状況もあって、大阪府の障害者差別の相談窓口の状況なんかを見ると、最初は不当な差別的取り扱いではないかという相談が多かったが、最近何年間かはやはり、どのような合理的配慮をしたらよいのかという、あるいは合理的配慮を求められるのではないかというような相談が増えている。</p> <p>そのような改正の障害者差別解消法の学習などとあわせて、相談窓口の普及をしていく、そんなことが必要ではないかと思う。</p> <p>42ページの人権相談でも、インターネットの人権侵害などについても相談がされていると思う。</p> <p>インターネット上のモニタリングで差別事象が出てきているというようなこともあるので、大阪府人権協会では大阪府の委託を受けて、インターネットの誹謗中傷差別の相談窓口のネットハーモニーというのをやっている。そこでもやはり、さまざまな日頃の問題がインターネットで課題になるというところがある。誹謗中傷を受けたという相談もあるし、自分の子どもが友達の画像を載せてしまったというような、今度は人権侵害とか加害になる側の相談もあったりする。</p> <p>そういう意味では、インターネットというものを使いながらどんなふうにも人とのコミュニケーションを作っていくのか、お互いの権利を守りながらそれを使っていくのかということが大事になると思う。そのようなところで、学習もしながら、相談にも繋いでいただけたらと思う。</p> <p>最後に、51ページの計画の推進体制である。前回、推進体制の整備というところも大きな課題として挙げられているので、それがどのように進んでいるのかということもこの報告書に書いてはどうかという議論になったが、整理をしていただき感</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
会長	<p>謝する。</p> <p>この推進体制のところは、やはり、先ほど説明のあった「第2次茨木市人権施策推進計画（改定版）概要」の図にもあったように、PDCAのサイクルを回していくところが大切である。計画を立てて、その計画が進んでいるかどうか、このようにそれぞれが検証して、それをまた計画に返していくというサイクルができていくと思うので、そのようなサイクルも分かるように表現していただけたら、この計画がどんなふうに進んでいるのか、取り組まれているのか、より分かるのではないかと思います。これは要望だが。</p> <p>以上、4点である。</p> <p>一つずつ、審議会で検討させていただく。</p> <p>一つ目が、研修のあり方、研修の方法についてである。集合型研修とeラーニング研修、こうした研修を通して、私たちがしっかりと人権問題に向き合っていくとか、そういった啓発の有効性について、いかがなものかということである。それともう一つ、今のことに関連するが、市の職員は、基本的に自分の役割・立場というものをしっかりと自覚されているか、そういったことに繋がる研修かどうかという質問だと私は解釈したので、あわせて説明願う。</p>
事務局	<p>研修のあり方ということだが、C委員から「人権を考える市民のつどい」に関してお話があったので、まずそちらを例に挙げてお話しさせていただきます。</p> <p>「人権を考える市民のつどい」は、12月の人権週間を記念して実施している。会場で250人の方々に参加いただき、オンラインで視聴回数208回ということで、参加人数についてはたくさんの方に来ていただいたと思っている。ただ、そのあとのアンケートでは、いつもそうなのだが、やはり会場入場の方のほうがより、講演の講師の方の気持ちや思いが届いている。それを市民の方からアンケートでこちらへお返しいただいている。会場でお話を実際に聞いていただいたほうが、オンラインの方よりも研修の効果があるのではないかと考えている。</p> <p>また、会場入場の方々のほうがアンケートの回答率も高く、7割ぐらいの方に返していただくが、オンラインの方は3割ぐらいの方からである。そういうことを考えると、職員の研修など、さまざまな研修についても、実際に対面でお話を聞いていただいたほうが効果は高い場合が多いと思う。ただ、オンラインのほうが、やはりアクセスはしやすい。会場に来ていただく必要もないので、何かの作業の合間にも、アーカイブの場合であれば切れ切れでも見ることもできるので、たくさんの方に見ていただけるというメリットもあるかと思う。</p> <p>まだすべてを分析というところまでは行っていないが、感覚的にはそういう感じである。</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	<p>市の職員の研修も、今ほとんどがeラーニングで実施している。今回、C委員からもお話があったが、他市のそういった状況も勘案して、職員一人一人が自覚をして研修に取り組んでいくことが必要である。今後も引き続き、研修については先ほどの分析などに取り組んでいきたいと思っている。</p>
会長	<p>今の回答に対して、C委員、何かあるか。</p>
C委員	<p>課題として共に進めていきたいと思う。</p>
会長	<p>私からも一言申し上げると、やはり対面の研修にもeラーニングにも、それぞれ有効性、あるいは問題点はあるわけで、その辺のことをよく検討しながら、効果的な研修を行うための効果検証をぜひやっていただきたい。</p> <p>最後におっしゃった、職員の姿勢もそうであるし、また私たち市民の一人一人が、自分が人権啓発の担当者だというような意識を持つことが私は大事だと思っているので、ぜひ、市民啓発についてもよろしくお願ひしたい。</p> <p>次、2点目にいく。24ページのファシリテーターと人材啓発指導者養成講座について、ここで指導者の人材養成を行っていただいているが、学習成果というか、学んだことをどこでどのように活用していただくのかということについて、見通しはどうかということを含めての質問だと思うが、いかがか。</p>
事務局	<p>ファシリテーター養成研修、人権啓発リーダー養成講座については、現在のところ実施できていない。これらの講座については、どうしても連続の講座になるということと、先ほども申し上げたように、やはり対面で実施したほうがよいのではないかとということで、対面での講座ということ計画していたが、コロナの影響でできない状況があった。また、コロナの前からだが、ファシリテーター、リーダーとなると、どうしても敷居が高いということもあって参加者が少し減っているところに、コロナがあつてできなくなったという経緯がある。そのあたりの敷居をどうして下げていくのか、たくさんの方にご参加いただくのかということところがまず一つの課題だと考えている。</p> <p>おっしゃったように、講座を受けていただいた方々に、次、どのように活躍していただくかということだが、例えば各小学校区の地区人権委員会等で活躍いただけるようなシステムも今後考えていけたらと思っている。</p>
会長	<p>ぜひ工夫してやっていただきたい。</p> <p>三つ目に、42ページ、173番の相談支援についての質問があつたが、いかがか。</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
事務局	いのち・愛・ゆめセンターの相談支援だが、地域交流事業を行う中で、館に来られる方や部屋の利用者も含めて、そこで相談員・職員と顔を合わせる機会が増えて、そこから関係性が作られて相談を受けるということもあると思うので、そういう場合は、きっちりと相談員・職員が対応して支援をしていくという形になる。アウトリーチについては相談員もなかなか厳しい面があると思うが、特に交流事業の中で相談を拾い上げているというところは重要な部分だと考えている。
会長	次に、47 ページだが、障害者差別の問題に関わって、合理的配慮ということの重要性が最近強く指摘されているが、これについてはいかがか。
事務局	この障害者差別解消支援協議会の運営については、人権・男女共生課も事務局として入っており、この会の中で、さまざまな事業者等の委員もいらっしゃるのので、合理的配慮について、また、相談窓口の周知、より相談しやすい環境づくり等について議論している。 また、合理的配慮については、市の障害福祉課のほうで、事業者の合理的配慮の提供に係る助成金という制度がある。これは事業者を対象としたもので、お店や医療機関で、助成金を活用してコミュニケーションツールを作ったり工事を行ったりというようなことを進めている。
会長	この合理的配慮については、大学においても、非常に重要な課題として、今、皆で勉強しているところであるので、ぜひそういったことも含めて、市民が分かるようによろしく願いたい。 それから最後に、51 ページに計画の推進体制について整理していただいたことに対しては感謝の言葉があったが、PDCAサイクルでもって検証していくということがよく分かるように、進捗状況が分かるように記載してほしいという要望があったが、いかがか。
事務局	PDCAサイクルについては、人権施策推進計画のほうにも図として表記しているが、この推進状況報告書は当然市民の皆様には公開するものなので、計画の流れが分かるような図を作成し、より分かりやすくしていきたいと考えている。
会長	C委員、意見について、何か漏れていることはないか。
C委員	1点だけ、先ほどのリーダー養成のところ、市民のリーダーだけではなくて、職場のリーダーという意味で、職場研修などと結び付けて、リーダー養成講座で学んだ人が自分の職場の研修をやるとか、そういう仕組みにも使えないかというよう

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	なことを少し思った。他の市でも、職場で、例えば、課長補佐とか課長代理が課の研修を進めるといった場合に、そのリーダー研修をやって課で取り組むというようなことがあったりする。リーダー養成研修に市の職員も参加されて、課の研修に活かすというようなことを、もしもされているのであれば結構だが、そういう方法もまた、活躍の場に繋がる人材養成になるのではないかと思った。
会長	事務局、よろしいか。
事務局	以前はそういうこともやっていたことはあるが、大分前にできなくなっている。市の人権センターで開催している夜間の研修などについては、市のほうにも情報提供しながら実施できればと思っている。
会長	ほかに意見はあるか。
D委員	<p>私から1点、これは今日返事が欲しいということではなく、今後の進め方に関わるかもしれない。</p> <p>これほど人権行政について、横串で全庁を挙げて毎年報告をいただいているということは、あまり他の市でもやっていらっしやらないのではないかと思う。それだけ積極的な評価をすると、各課の方々に負担になっているのかもしれないとも思う。なぜならば、実績だけではなくて評価・課題・改善方法というところまであげていただいているからである。これが負担にならないようにするためには、これだけの大事な資料を、やはり次に生かせるということが必要で、それが審議会に課せられている責務だと思うと、例えばこの審議会で、この何十分間の時間でこれを議論するというのはかなり難しいのではないかと思う。</p> <p>ますます事業が増えてきたり、積極的に進めば進むほど、よりこの報告書が豊富になっていくわけである。この審議会で今、2人の委員がお話ししてくださったように、効率性などの観点から事業を削除していこうという議論ではなくて、もっと豊かにしていこうという議論になると、おそらくこんな事業がもっとあったら良いのではないかという意見も出てくるのではないかと思う。この審議会の委員の皆さんは各人権関係団体から出てこられている方々なので、例えばこのテーマについてはこの団体の方からもっと意見をいただけるだろうというようなことも含めると、この審議会の進め方として、どういうふうにしたらよいのかということ、今後、事務局の方と相談できればありがたいと思った。例えば、この審議会ではこの1時間、この事業について話をするので、皆さん、事前にご自身の、とりわけ専門のところは目を通してきてくださいというようなことをするとか、また、こうして全部を横断的にするからこそ、全体を見回してみても、人権施策推進計画の中でこの点が弱いなど、各課では見えなかったことが、他の課と、他の事業と照らし合わせると</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	<p>見えてくることもあるとも思う。どのようにこれをさらに生かしていくことができるのかというようなことを、また相談できればありがたい。各課の中ではもちろん、毎年議論されていると思うが、この審議会としては、すべてから上がってきたものを皆さんで議論していこうという場であるので、事務局の皆さんとの間で、事前に、分析ということまでいくのか分からないが、全事業を見た上で、こういうところをもっと弱いのではないかとか、こういうことを審議会で議論してほしいとか、時間との関係も含めて、審議会での議論の仕方というのも考えることがもっとできれば良いと思った。</p>
会長	事務局、今のD委員の意見に、何かあるか。
事務局	D委員の要望を踏まえて、事務局として考えていきたい。
会長	<p>前向きに検討願う。</p> <p>他に意見はないようなので、次の議題に移る。</p>
8 いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要について	
会長	引き続き、いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要について、事務局から説明願う。
事務局	<令和5年度豊川いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要について説明>
事務局	<令和5年度沢良宜いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要について説明>
事務局	<令和5年度総持寺いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要について説明>
会長	<p>ただいま、3館から報告いただいた。それぞれ事業の中身を見ると、創意工夫があつて、とても楽しく拝見させていただいた。</p> <p>何か質問や意見はあるか。</p>
E委員	<p>質問ではないが、私は総持寺いのち・愛・ゆめセンターで毎週水曜日にやっておられる「ほっと・ふれあいラジオ体操」に時々参加させていただいている。7月に参加したときに、3階の大会議室でラジオ体操をして、下りてきたときに、2階の本のコーナーに人権に関する図書が何冊か置かれていた。ラジオ体操をやっている人は、意外とまだそういうこともあまり知らないのではないと思うが、図書館に</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
事務局	<p>置いていないような本も置いておられるので、なかなか良い取組をされていると思っている。</p> <p>本に関しては、地域の方々の寄付である本がほとんどで、2階の本棚に関しても、一般の方々から、いらぬ本を持ってきてもらって置いている。通常の図書館等と比べると、ラインナップがバラエティーに富んでいるかと思うので、またこちらもいろんな方に知ってもらえるように周知していきたい。</p>
会長	<p>館のほうでよろしく願います。</p>
D委員	<p>こちらも要望という形になるかもしれない。</p> <p>これだけの事業業績の報告を作られるというところは非常に素晴らしいと思うし、毎年この報告書がブラッシュアップされている点が素晴らしいと思っている。この報告書を作られるまでに、おそらく色々な話し合いが重ねられているのではないかと。そこには市民の方、住民の方、民間団体の方などが話し合いながらされているのだろうと思う。それ自体が地域にとってスキルになっていくし、かなり色々な経験として地域に残っているだろうと思う。</p> <p>そうするとやはり、報告書を作ってこうして審議会で報告いただいた後、このまま終わるともったいないという思いがある。作った後に、地域の住民だけではなく、もう少し広い市民の方々への報告のあり方を考えたときに、どのような報告の仕方が良いのだろうか。先ほど私が発言をしたことにも繋がるが、1年単位で報告書を作られるだけでなく、例えば2年とか3年とか、複数年で外部の方と話し合いながら分析をされていくとか、それが事業に生きるということだけではなく、市政にどのように反映させていくことができるのかというのは、審議会としては非常に重要なことだと思っている。</p> <p>支援方策検討会で個別ケースに関してはかなり議論を重ねられているというのは、報告書からも読むことができたし、館長も異動があつて交代をされていく、審議会の委員も交代をしていくとなると、やはり地域住民の方に何を残していくのか、何が残っていくのかというのは、とても大事なところだと思う。それは経験やスキルだけではなく、ボトムアップで市政にどのように生かしていくかということも、非常に重要なところである。</p> <p>先ほどの推進状況報告書の事業一覧を見ると、46 ページの 191 番に「いのち・愛・ゆめセンター地域交流促進・相談機能強化事業」があるが、「相談事例等を通じた実態把握」という施策として出てきているのは、このいのち・愛・ゆめセンターの事業だけになっている。課題の改善方法として、この報告書には、「地域のニーズに合致した取組を実施していく」と書かれているが、もう一步踏み込んで、例え</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	<p>ば、この個別ケースあるいは事業から見えてきたことを市政にどのような形で反映させていくのかとか、反映していききたいのかとかいうようなことを、事業実績のこの報告書の中に書いていただくと、より発展が見えるのではないかと思った。</p> <p>私はいくつか他の市でも、隣保館の事業の審議をしているが、このいのち・愛・ゆめセンターの報告書を使わせていただいてもよいか。これはどういう形で公開されているのか。非常に素晴らしい、他市にも宣伝をしたいものだと思いますながら伺っており、その公開のあり方や他市へのモデル事業のあり方としても参考になるものだと思う。</p> <p>推進状況報告書の46ページのところで、そのあたりにももっと生かせるような書き方があるのではないかとも思った。</p>
会長	<p>私も大変貴重な報告だと思うが、今、D委員から、この報告書のもっと普及すること、あるいは活用すること、例えば市政への改善方策として問題提起すること等の意見をいただいたが、事務局から何かあるか。</p>
事務局	<p>今のD委員の意見にあったように、現場で活動している隣保館が、まさに最前線で市民の声や要望を聞いているところであるので、事業を地域の取組に生かしていくだけでなく、館としても、人権・男女共生課としても、その課題を受けて、市の政策に生かしていけるような取組を考えていきたい。</p> <p>また、この「いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要」については、ホームページに公開するものであるので、活用いただいて特に問題ない。</p>
会長	<p>他に意見がないようなので、次の議題に移る。</p>
9 審議会の部会の設置について	
会長	<p>審議会の部会の設置について、事務局から説明願う。</p>
事務局	<p><審議会の部会の設置について説明></p>
会長	<p>今、部会についての報告があった。この審議会の規則第6条に関係するところである。</p> <p>これについて何か意見はあるか。</p> <p>特にないようなので、事務局によろしく願います。</p>

議 事 の 経 過	
発言者	議題（案件）・発言内容・決定事項
	10 その他
会長	次に、その他について、事務局から説明願う。
事務局	<令和6年度新規事業（外国人総合相談窓口の開設）について説明>
会長	今の説明について、意見はあるか。 特にないようなので、これについても事務局によろしく願います。 事務局から、他に何かあるか
事務局	<令和5年度差別事象一覧表について説明>
事務局	次回、第2回審議会は、令和7年2月頃の開催予定である。また、この会議の議事録については、発言された方に確認の上、市のホームページで公表させていただく。
	7 閉会
会長	本日の議題は、すべて終了したので、閉会させていただく。